

浜松ウエルネスアワード選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松ウエルネスアワード実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条第1項に規定する浜松ウエルネスアワード選考委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、委員5名以上をもって組織する。

- 2 委員は、ウエルネス推進事業本部長のほか知識経験を有する者のうち市長が選任する。
- 3 委員会に委員長を置き、ウエルネス推進事業本部長をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が議長となる。
- 5 委員会は、委員の半数以上の出席により開催することができる。
- 6 委員は、当該年度の賞の授与が終了したときは、解職されるものとする。

(選考)

第3条 委員会は、実施要綱第7条第2項に規定する選考を行う。

- 2 委員は、別に定める選考基準に基づき採点し、委員の採点の平均点をもって評価点とする。
- 3 選考対象となる企業又は団体と公私に係わらず近しい関係性を有する委員は、当該企業又は団体に関する採点に加わることはできない。この場合、当該委員を除いた委員の採点の平均点をもって評価点とする。
- 4 委員会は、選考結果を市長に報告するものとする。

(委員会の公開)

第4条 委員会は、選考対象となる企業及び団体の権利、競争上の地域その他正当な利益を害する恐れがあるため、非公開とする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、ウエルネス推進事業本部に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。